

令和元年12月26日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 上越飯山線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字常盤690番の1地先から
飯山市大字常盤1654番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年12月26日

道路管理課

長野県教育委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県山岳総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月26日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
一般社団法人長野県山岳協会事業管理
 - (2) 主たる事務所の所在地
大町市平2161番地4
- 2 指定期間

選告示第44号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

令和元年12月26日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中
 「特別養護老人ホーム 博仁会桜荘 長野市篠ノ井二ッ柳字大当1535
 社会福祉法人新志福祉会 特別養護老人ホーム 長野市松代町西寺尾1000
 ふれあい荘 」
 「特別養護老人ホーム 博仁会桜荘 長野市篠ノ井二ッ柳字大当1535 」に改める。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部 守一

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山岳高原観光課

長野県公安委員会告示第53号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和元年長野県公安委員会規則第7号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和元年12月26日

長野県公安委員会委員長 山浦 悦子

名 称	条 項
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項

交通規制課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカサワマテリアル
佐久市野沢94-1
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	4
出口	5	6
合計	9	10

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和元年11月30日
- 5 届出年月日
令和元年11月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年12月26日から令和2年4月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

令和元年12月19日、中野市西部土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催します。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 日時及び場所
 - 日時 令和2年2月14日(金)
午前10時00分から午後5時15分まで(受付9時30分から)
 - 場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地
長野県林業総合センター 小研修室
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 3 受講手続
 - (1) 提出書類
生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)
 - (2) 提出先
住所地为管轄する地域振興局 林務課
 - (3) 受付期限
令和2年1月29日(水)
 - (4) 手数料
受講手数料(14,000円)は、長野県収入証紙により(受講申

込書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

- 4 講習修了証明書
講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。
- 5 その他
受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地域振興局の林務課に行うこと。

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年12月26日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

- 1 許可番号
令和元年7月12日 長野県佐久建設事務所指令元佐建第64-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小諸市大字市字土橋906-6、942-2、951、952、953-3、953-4、954-1、955-2、955-7、955-8、957-2、958-1、958-6、958-9、958-10、960-1、960-7、960-8、961、963-1、964、965-1、965-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小諸市大字市950
株式会社コミヤマ 代表取締役社長 小宮山喜之助

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年12月26日

長野県長野建設事務所長 下里巖

- 1 許可番号
令和元年10月23日 長野県長野建設事務所指令元長建第47-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上水内郡信濃町大字平岡字向原156-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上水内郡飯綱町大字赤塩204-2
株式会社ミスライフ 代表取締役 一山哲也

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年12月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和2年 2月16日 (日)	午前10時から 午後6時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,900円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和元年12月26日

長野県公安委員会

生活安全企画課

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
令和2年 2月5日 (水)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市材木町一丁目2番3号 上田市中央公民館	60名
2月19日 (水)	午後1時から 午後4時まで	大町会場	大町市大町1601番地2 大町市文化会館フレンドプラザ大町	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成31年3月14日付けで包括外部監査人山中崇氏から提出のあった平成30年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和元年12月26日

長野県監査委員 田口敏子
 同 西沢利雄
 同 青木孝子
 同 宮本衡司

- 1 監査の対象となった事件名
 公の施設（文教施設）の管理について
- 2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
I. 文教施設の管理運営			
【文化会館】 文化会館の管理運営の特殊性の明確化	意見	県は、文化会館の平成26年度から始まる指定管理期間に係る指定管理者の選定では、指定管理期間は従前どおり5年間としているが、指定管理候補者の選定手続を公募から非公募に変更している。文化会館の指定管理者候補者の選定手続を非公募に変更した理由は、「高度な専門的知識や技術の蓄積とその活用が必要とされる長野県文化会館の管理運営の特殊性を考慮した」ことによる。施設の設置目的等によっては指定管理者候補者の選定を非公募にする余地もあり、文化会館については、非公募とすることに妥当性があると考えが、現状では、県において、「高度な専門的知識や技術」の具体的な内容が明確になっていない。非公募は、指定管理者候補者の選定において例外的な手続であることを認識しておく必要があり、非公募としている理由である文化会館の「高度な専門的知識や技術」の具体的な内容は今後明確にしておく必要がある。	文化会館の人材に求められる高度な専門的知識や技術については、非公募としている趣旨を踏まえ、その具体的な内容を明確にしておくよう努めていきます。
【文化会館】 文化会館の管理運営の特殊性等に関する情報開示	意見	指定管理者制度の目的の一つは住民サービスの向上を図ることにあり、そのために、県は指定管理者の業務をモニタリング・評価し、評価結果を指定管理者のその後の管理・運営に活用していくPDCAサイクルを機能させる仕組みを構築している。「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」では、モニタリングの目的の一つに、「施設の管理運営状況を県民に広く周知するとともに、施設所管課及び指定管理者において更なる利用サービスの向上を図る」ことを掲げている。文化会館が有する高度な専門的知識や技術の具体的な内容は、外部に向けて情報開示される必要があるとともに、減免の状況やボランティア活動の実績に関する情報についても積極的に開示を進めていく必要があり、この情報開示にあたっては、県が指定管理者導入施設に対して実施しているモニタリング手続を活用することも考えられる。	文化会館が実施している具体的な事業内容や減免の状況、ボランティア活動の実績に関する情報については、モニタリング手続を活用し、より具体的な情報開示ができるよう、検討を進めていきます。
【文化会館】 指定管理者制度導入施設の管理運営状況のホームページの取り扱い	意見	モニタリングの方法として指定管理者は、一定の様式に基づき「管理運営状況」を所管課に提出している。平成29年度の「管理運営状況」は、財産活用課が県ホームページで公表している。平成26年度から平成28年度の「管理運営状況」は、指定管理者制度導入施設の所管課のホームページから確認するとされているが、県民文化部文化政策課が所管する3文化会館と2創造館は「ご指定のページは見つかりませんでした」と表示され、ホームページで公表されていない（平成30年12月6日現在）。県においては、平成26年度から平成28年度の「管理運営状況」も適切に開示しておく必要がある。	平成26年度から平成28年度までの「管理運営状況」についても、県ホームページに公表しました。

<p>【文化会館】 老朽化への対応</p>	意見	<p>ホクト文化ホールは開館から 35年、伊那文化会館は 30年、キッセイ文化ホールは 26年が経過しており、施設・設備の老朽化対策や、社会環境等の変化に伴う施設・設備のあり方の見直しが課題となっている。県が公表している指定管理者制度導入施設の管理運営状況においても、指定管理者は、施設管理運営の課題として毎年度、施設の老朽化に言及している。一方、そのことに対する所管課の対応も、毎年度、ほぼ同じ内容となっており、文化会館3施設の施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で計画的に修繕を行っていくとしている。ファシリティマネジメントで県は、県有施設(建築物)の長寿命化に資するため、計画している修繕、改修工事について、緊急性等の観点から工事の優先度を評価し、順位付けを行っている。現状では文化会館への対応も行われており、当面は現在の対応を継続していく必要がある。</p>	<p>平成29年3月に策定した「長野県ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、引き続き、計画的に修繕を進めていきます。</p>
<p>【文化会館】 専門性を有する人材の確保・育成</p>	意見	<p>文化振興事業団のうち文化会館およびその事務局にかかわる職員数の推移をみると、正規職員よりも嘱託員や臨時的任用職員を多数採用しており、平成20年度を境にプロパー職員数と嘱託等の職員数が逆転し、現在は嘱託員等が多数を占めている。人件費はほぼ横ばいで推移し、職員の高齢化が進んでおり、平成29年12月時点の正規職員の平均年齢は47.6歳に達しており、正規職員の新規採用が進まないことから、専門人材の育成、確保が困難な状況にある。劇場法の制定など文化のあり方が見直されている現状では、文化会館のように施設に特殊性があり、指定管理者に特色のある自主事業を求める場合には、施設もしくは指定管理者が提供するソフトの効果を重視する必要がある。そのためには、人件費の削減に注力するのではなく、いかに人材の育成を図っていくかという視点が必要であり、施設設置者である県がどのように関わっていくかが重要である。将来的には自主財源により文化振興事業団が自ら財源を確保して人材育成を図ることが理想ではあるが、県の指定管理業務や受託事業がメインとなっている現状を踏まえると、当面は財源の確保などについて県が一定の役割を果たす必要がある、一定の専門性を必要とする文化会館の人材育成について、県が文化振興事業団にどのような役割を期待しその期待の実現のためにどのようにかかわっていくのか、県としての考え方を明確化していく必要がある。</p>	<p>文化会館における専門人材の育成・確保に当たって、指定管理業務において、一定の人件費が確保できるよう、令和元年度からの指定管理の更新に伴い、所要の人件費を指定管理料に反映しました。 文化会館の人材育成において、県がどのような役割を果たしていくのかについては、文化振興事業団とともに検討を進めていきます。</p>
<p>【文化会館】 施設管理運営の継続的な課題への対応</p>	意見	<p>文化会館の施設管理運営の課題として、駐車場不足等の課題が、平成25年度から平成29年度の管理運営状況に継続して記載されている。いずれも早急に解決が難しい事項とは思われるが、同じ課題が毎年度継続しているのは望ましいとはいえない。県においては具体的な対応を図り、前年度からの進捗状況を明確にしておく必要がある。</p>	<p>文化会館の施設管理運営の継続的な課題については、指定管理者と必要に応じた協議や情報共有等を行い、改善に向けた対応の検討に努めていきます。 また、課題に対する進捗状況についても、その状況の把握に努めていきます。</p>
<p>【文化会館】 利用状況のより詳細な分析</p>	意見	<p>文化会館は、利用時間帯を3つに区分して、それぞれの時間帯ごとに利用料金を設定しているが、利用された時間帯や、時間帯をまたいでの利用状況などを示すデータが十分に整備されておらず、時間帯別の利用状況が算定されていないため、未利用となっている時間帯がどの程度発生しているのかを把握することが難しい状態となっている。指定管理者が文化会館のさらなる活性化を図り、県が指定管理者の業務をモニタリング・評価し、PDCA サイクルをより有効に機能させるためには、より詳細に文化会館の利用状況を把握し、課題の把握に努め、改善に向けての方策を検討する必要がある。また、利用料金のあり方を検討するためにも利用状況のより詳細な分析は必要と考える。指定管理者および県においては、利用状況のより詳細な分析と課題の把握、対応策の検討に努めることが望ましい。</p>	<p>現状、文化会館条例に定められている利用時間帯の区分に基づき、利用状況の把握をしています。 利用状況のより詳細な把握・分析については、指定管理者とともに必要性等を検討していきます。</p>

<p>【文化会館】 利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方についての検討</p>	<p>意見</p>	<p>文化会館の利用料金の額は文化会館条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとするとされている。文化会館条例別表に定める額は、消費税率が8%に引き上げられた平成26年4月に見直しが行われているが、抜本的な見直しは行われていない。利用者へのより一層の便宜を図るため大ホール等の一部利用の利用料金を別途設定すること、時間帯をまたぐ場合の利用料金についてよりきめ細かく設定すること、冷房や暖房の利用状況踏まえた利用料金のあり方、電気器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金のあり方については、検討の余地があり、利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方について県は、今後も指定管理者と検討していく必要がある。</p>	<p>利用料金の優遇方針と適正な料金水準のあり方については、これまでも指定管理者において、検討を行ってきたところ。今後も、そのあり方については、必要性や利用者の利便性等を踏まえて、指定管理者と十分に検討を進めていきます。</p>
<p>【文化会館】 附属設備の利用料金の見直し</p>	<p>意見</p>	<p>県は文化会館の附属設備について、文化会館管理規則で利用料金を定めているが、現在は使用されていない設備が散見される。現在使用していない設備を規則で定めておくことは妥当ではない。また、文化会館管理規則に定められていない附属設備を設置し、貸し出す場合には、文化会館管理規則に定める附属設備のうち類似する附属設備の利用料金を準用しているが、文化会館条例や文化会館管理規則では準用することを可能とすることについての具体的な根拠が見受けられない。附属設備の利用料金は定期的に見直す必要があるとともに、文化会館管理規則に記載のない附属設備の利用料金の取り扱いも文化会館条例もしくは文化会館管理規則で明確にしておく必要がある。</p>	<p>令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴う利用料金の改定に合わせて、使用していない備品や文化会館管理規則に記載のない付属設備の利用の取扱いについて整理し、関係規則の見直しを行いました。今後も、定期的な見直しを進めていきます。</p>
<p>【文化会館】 剰余金の返還ルール運用の明確化</p>	<p>意見</p>	<p>文化会館の基本協定書では、「指定期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとする」としており、指定管理期間を通算した剰余金を対象としているところに特徴があるが、そのことで指定管理者にどのような対応を促しているのか不明確な面が生じている。県においては、このルールについて指定管理者がどのような疑問を有しているのかを把握し必要な課題解決の途を示すとともに、「5%」という基準が、時を経過し環境変化を経た現在でも適切な水準であるかについても検討すべきと思われる。</p>	<p>剰余金の取扱いについては、指定管理者がどのような疑問を有しているのかを把握し、「5%」の基準が適切な水準であるか等を含めて検討を進めていきます。</p>
<p>【文化会館】 文化振興事業団の「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の明確化</p>	<p>意見</p>	<p>文化振興事業団においては、理事会、評議員会等の事務などに伴う本社経費が発生しており、同事業団は3つの文化会館のほかに信濃美術館、飯田創造館の指定管理者を務め埋蔵文化財センターの業務を担っているが、本社経費はこれらの施設が負担している。一方、各施設の「財団管理費への繰入金支出」の金額は、各施設の収入と支出の差額として計算されており、個々の施設の年度の収支差額は一旦『事務局勘定』に集約され、事業団全体でコントロールする運用となっているが、このような運用を行う際には剰余金の5%返還ルールとの関係を整理する必要がある。指定管理料の算定基礎に本社経費等が含まれているのか、含まれているのであればそれはどの程度なのか、「財団管理費への繰入金支出」のあり方も含め、「本社経費」及び「財団管理費への繰入金支出」の概念を明確化する必要がある。</p>	<p>平成30年度から、「本社経費」と「財団管理費への繰入金支出」については、事業計画書及び事業報告書において、その区分を記載することにより、明確化を図りました。</p>
<p>【文化会館】 自主事業と受託事業の区分</p>	<p>意見</p>	<p>長野県文化芸術振興計画では、県文化施設等の機能強化として、文化会館は自主財源の確保を図るとしている。自主財源の確保のためには、文化会館もしくは文化振興事業団の役割、なすべき事業を明確にしておく必要がある。文化振興事業団は、自主事業のほかに、「県民文化会館・ウィーン楽友協会姉妹提携事業」などを県から負担金もしくは委託料を受けて実施しているが、この受託事業と文化振興事業団が実施する自主事業との違いが明確となっていない点が課題と思われる。県においては、文化振興事業団に委託する事業と、文化振興事業団が指定管理料を財源として行う自主事業の目的や性格の違い等を明確にしておく必要がある。</p>	<p>令和元年度からの指定管理の更新に伴い、県が文化振興事業団に委託・負担する事業と、文化振興事業団が指定管理料において実施する事業を区分し、整理を行いました。</p>

【文化会館】 貸館の利用申し込み手続	意見	貸館の利用について、文化ホールの大ホール、中ホール、小ホール、ギャラリー（いずれも楽屋を含む）は、先着順の受付となるが、希望が重なった場合には抽選を行い利用者を決定している。この抽選については利用者（利用希望者）より、抽選により利用できないことが多いという苦情が寄せられているとのことである。希望が重なった場合、平等利用の原則（地方自治法第244条第2項第3項）から抽選によることになるが、抽選による場合であっても、抽選倍率が平準化することによってより多くの利用希望者が利用できるように、過去の月日の抽選倍率の公表、長野県枠の採用など工夫を行うことが望ましい。	貸館の利用については、より多くの利用希望者が利用できるよう、希望日の申込状況の開示や、利用者間での調整等に努めています。
【文化会館】 キャンセル対応	意見	平成28年度と平成29年度のキャンセル発生件数は、ホクト文化ホールとキッセイ文化ホールで多くなっている。キャンセルが生じた場合、その後新たな申し込みにより利用予約が入ることは少ないとのことであり、施設の有効利用を阻害している状況である。過去にキャンセルを行った団体等が申し込んできた場合には、キャンセルのリスクがないかどうか申込者にヒアリングを行うなど、キャンセルの発生を極力防ぐ対応を行う必要があると思われる。また、キャンセルがあった場合には、一定の条件を満たしていれば、収受している利用料金を還付するが、この条件を見直すことも考えられる。文化会館の還付率は、他の施設と比較して特段高いとはいえないが、たとえば、還付率を一律に50%にすることも一つの方法である。県においては、キャンセルの発生件数を極力減らすよう、制度の見直しを検討していくことが望ましい。	キャンセル対応については、その発生件数を極力減らすよう各館において取り組んでいるところですが、還付率の見直し等も含めて、指定管理者と検討を行ってまいります。
【文化会館】 国際会議場（キッセイ文化ホール） の利用率の向上	意見	キッセイ文化ホールでは国際会議室の利用率が他の施設と比較して低い。長野県文化芸術振興計画では、各文化施設の方向性として、キッセイ文化ホールについて、「施設規模・施設特性や立地を活かし、県民ニーズに応える幅広い分野の公演や国際会議の開催等により、国内外からの利用者を確保します。」としている。国際会議の開催の誘致は、文化芸術に関する施策とは異なる性格を有している。そのため、文化振興事業団だけに対応を任せるのではなく、県も文化振興事業団と協力して対応を検討していく必要がある。	令和元年10月の利用料金の改定に際し、国際会議室の利用向上を図るため、利用料金の見直し（減額）を行いました。引き続き、文化振興事業団と協力しながら、利用率の向上に向けた対応を検討してまいります。
【創造館】 創造館のあり方の 明確化	意見	「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』（平成25年度改定版）」において、「創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について検討を行う。」としており、県は、従前より地元市（飯田市・佐久市）に移管を打診しているが、具体化はしておらず、将来のあり方が確定していない状態が継続している。これが、長寿命化への対応が未確定となっている一因と考えられる。当面は県所有の公の施設として継続していくことになるが、長寿命化への対応を含め、将来のあり方を速やかに確定しておく必要がある。	平成25年2月に策定した「長野県出資等外郭団体『改革基本方針』（平成25年改訂版）」において、「創造館は、地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方について、検討を行う。」としており、引き続き地元市（飯田市・佐久市）に対して、施設の移管を打診しています。
【創造館】 佐久創造館の施設・ 設備の老朽化対策	意見	佐久創造館は開館から38年が経過しており、施設・設備の老朽化対策や、社会環境の変化等に伴う施設・設備のあり方の見直しが課題となっている。県有施設耐震化整備プログラムに基づき平成27年度に耐震改修工事を実施しており、一定の安全性は確保されているが、附属設備の見直しや整備には十分に手が回っていない状況であり、佐久創造館では、3.6百万円前後の修繕費を毎年度負担しているが、ボイラー暖房など施設の安全性に関わる附属設備の不具合も見受けられる。県が佐久創造館の指定管理者と締結している長野県佐久創造館の管理運営に関する基本協定書第7条では、原則として100万円以上の修繕業務は県が自らの責任と費用において実施するものとされ、100万円未満の修繕業務は指定管理者の負担で実施することになる。施設の老朽化が進む創造館について、100万円未満の修繕業務を指定管理者の負担とすることについて、現状に即した対応として最適なのかを改めて検討する必要がある。	施設の老朽化が進む創造館において、実態に即した修繕業務の負担のあり方について、検討を進めていきます。

【創造館】 専門性を有する人材の確保・育成	意見	佐久創造館の件費はほぼ横ばいで推移している。財源に限りがある現状で、いかに人材の育成を図っていくのかが大きな課題である。飯田創造館は指定管理期間を1年として毎年度指定管理者の公募を行っており、中長期的な視点で人材の育成を図っていくとする姿勢は保ちづらく、勤務しようとする側においても、中長期的に勤務することが可能なかが不透明であり、このことは人材の育成や確保に少なからずマイナスの影響を与えている可能性がある。県においては、創造館について地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方を見定めていく必要がある。	地元市への移管の協議の状況に応じて、創造館における地域の文化活動の拠点として相応しい管理主体のあり方を検討していきます。
【創造館】 自主財源の確保	意見	「長野県文化芸術振興計画」では、県文化施設等の機能強化として、文化会館は、企業・地域との連携を推進し、自主財源の確保を図るとしている。自主財源の確保のためには、創造館の役割、なすべき事業を明確にしておく必要がある。このことについて県は対応を明確にしておく必要がある。	創造館については、地元市への移管の状況を踏まえながら、その役割やなすべき事業について、検討していきます。
【創造館】佐久創造館の食事・喫茶スペースの取り扱いの見直し	意見	佐久創造館1階の食事・喫茶スペースは現在、佐久創造館の利用者の食事スペースとして利用されており、イベントがある際にコーヒー等の提供を行い、軽食の販売を行うこともあるが、佐久創造館の指定管理業務の範囲に含められておらず、長野県駒場公園の目的外使用として、指定管理者である株式会社フードサービスシワ社が使用許可を受けている。県から同社に通知されている都市公園使用許可書によると、当該スペースで許可されている行為はレストラン営業とされているが、レストランを営業することは現実的に難しいとのことである。ただし、駐車場から佐久創造館入口までの導線上にあることから人の流れはあり、レストラン以外の活用方法は十分に考えられる。そのため、指定管理業務の範囲に含め、指定管理者に活用方法を委ねることのほうがより有効に活用される可能性があることから、県は、食事・喫茶スペースの取り扱いを見直すことが望ましい。	佐久創造館1階の食事・喫茶スペースについては、レストラン営業としての使用許可を見直し、令和元年度の許可から使用の実態に即して「飲食場所」として許可をすることとした。今後の活用については、次期指定管理の更新に向けて、指定管理制度における食事・喫茶スペースの取り扱いの見直しについて引き続き検討いたします。
【創造館】 佐久創造館における他施設との連携	意見	長野県駒場公園には、佐久創造館のほかに佐久市立図書館などの施設が設置されており、指定管理者は佐久市の文化施設環境会議に出席して、佐久市立近代美術館とは情報交換を行い、佐久市立図書館とは絵本題材の演劇を来年度実施するなど連携を模索している。美術館や図書館が隣接し、連携が期待できるのは佐久創造館の特色の一つと考えられる。しかしながら、その特色や連携の内容を外部者が把握できる仕組みが整っていない。平成29年度の状況を見ると、指定管理者が県に提出している平成29年度長野県佐久創造館管理計画書及び平成29年度長野県佐久創造館管理報告書、県が行う指定管理者に対する評価結果（指定管理者制度導入施設の管理運営状況）には他施設との連携に関する記載は見受けられない。県においては、指定管理者に対して、他施設との連携がより活発化するよう促すとともに、その内容や結果を公表する仕組みを構築することが望ましい。	佐久創造館における他施設との連携に関する取組については、指定管理制度導入施設におけるモニタリング要領に基づき、第三者評価（令和元年度佐久創造館実施）等において、その取組の公表ができないか検討していきます。
【信濃美術館】 教育普及活動の拡充と人員配置の必要性	意見	指定管理者はアウトリーチ活動を含む教育普及活動を従来から実施しているが、これらの活動は年々実施回数が減少傾向にあり、またその活動拠点は県内全域をカバーしているわけではなく、北信地域が多くなっている。このように教育普及活動が活性化しない背景として、1 短期雇用の嘱託職員がプロパー職員と同等の仕事にせざるを得ない状況であり、同等の仕事に見合った賃金体系のシステムになっていないこと、2 雇用が短期に制限されることから、長期的な展望が必要とされる作品収蔵と数年にわたる準備が不可欠とされる展覧会の開催に支障が生じていること、3 学芸員の能力開発、育成が困難となっていることの3点があげられる。したがって、県は、学芸員の増員・安定化を可能とするような制度の策定及び指定管理料の交付に努めていくことが必要である。	令和3年度の新美術館の開館に向けて、計画的な人員増が可能となるような指定管理料の増額・交付を行っています。

<p>【信濃美術館】 企画展ごとの目標入館者数管理方法の精緻化の必要性</p>	意見	<p>企画展、特別展ごとの目標入館者数は見込まれる入館者数とは無関係に経費を賄えるよう逆算的に設定されるため、企画展の内容によっては計画と実績との大きな乖離が生じる結果となっている。指定管理者において、企画展、特別展ごとの目標入館者数は見込まれる入館者数を基準に設定し、目標値の精緻化を図ることが必要である。そして、企画展、特別展ごとに目標入館者数を達成できるように、入館者数を確保する対応策を講じることによって、目標とする年間入館者数の確保を図ることが望まれる。平成29年9月に開催された信濃美術館協議会においては「ウィンザーチェア」企画展の紹介の仕方(広告・宣伝)について問題提起がなされている。県は、目標値を適切なレベルに設定し、協議会における意見指摘をどのように活かしていくのかその対応策を検討するように指定管理者を指導する必要がある。</p>	<p>指定管理者において、令和2年度の観覧料収入見込額の算出にあたり、適正な水準の目標入館者数を設定しました。また、この目標数が達成できるよう、新たに設けた広報・マーケティング室を中心に積極的な宣伝活動を行うこととしています。</p>
<p>【信濃美術館】 企画展ごとの収支の予算実績比較に基づく共催負担金精算の必要性</p>	意見	<p>指定管理者が作成した「(年度)管理報告書」では、企画展ごとの収支実績が明確でないために、共催者である民間法人に支払っている共催負担金の妥当性については、検証することができないという問題点が顕在化していることから、指定管理者において企画展ごとの収入実績額、支出実績額及び収支差額を算定して予算実績比較を行い、必要な場合には共催負担金額を適切なレベルに調整するための精算を行うことを盛り込んだ契約形式とすることなどを、県は指定管理者に指導する必要がある。</p>	<p>共催展に関して、共催相手との契約形式の検討を行うことや、収支の実績を明確にすること等を指定管理者に指導し、年度報告書の様式の見直しについても検討を進めていきます。</p>
<p>【男女共同参画センター】 広報活動のあり方について</p>	意見	<p>県は長野県男女共同参画センターの情報誌「参画ひろば」を年1回(3月)に発行しているが、発行回数を増やすことで、これから開催する講座の詳しい情報を掲載することや、すでに開催した講座の様子を掲載することも可能になり、利用者にとってより魅力的な内容の情報誌になると考えられる。また、県が実施する男女共同参画事業として開催する講座と、指定管理者が実施する自主事業として開催する講座について、それぞれが広報活動を行っているが、利用者の目線からは、講座が一覧できる方がわかりやすく、指定管理者主催の講座に参加する人が県主催の講座にも興味を持って参加するなど、利用人数の増加にもつながっていくと考えられる。男女共同参画事業においても貸館事業においても利用人数の増加を図るため、情報誌の発行回数を増やす、チラシ等の設置について県と指定管理者が互いに協力する、ホームページのリンクを見直して互いの講座を参照しやすくするなど、長野県男女共同参画センターとしての広報活動のあり方について検討することが望まれる。</p>	<p>今年で開設から35年が経過し、いただいた様々な意見のように、男女共同参画センターを取り巻く環境が変化するとともに、当センターに対する県民のニーズも変化・多様化している中で、改めて、条例にある男女共同参画社会づくりの「総合的拠点」として果たすべき役割・機能について、長野県男女共同参画審議会で検討しています。審議会での検討結果を踏まえ、今後の施設のあり方や運営方法の方向性を具体的に考えていくこととしています。</p>
<p>【男女共同参画センター】 貸館事業の利用区分について</p>	意見	<p>長野県男女共同参画センターの貸館事業における利用区分は、午前、午後、夜間の3つの区分のほかに、これらを組み合わせた日中、昼夜間、全日という区分も設けられているが、現在の区分よりも短い区分での利用のニーズはあると考えられる。施設全体の利用人数の増加を図るため、利用者のニーズに合わせて利用区分を現状よりも細分化する方向で利用区分を設定するよう検討することが望まれる。</p>	同 上
<p>【男女共同参画センター】 条例や管理規則による利用料金の定めについて</p>	意見	<p>長野県男女共同参画センターの貸館事業における利用料金は、条例が定める上限の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとされている。指定管理者においてはその上限で運用しているため、例えば時間帯や曜日によって料金を通常よりも割高に設定するなど、需給バランスをにらんだ料金設定がされていない。また、設備・備品(以下、「備品等」という。)の貸し出しについても、その種類と利用料金が管理規則で詳細に定められ、運用されている。備品等の内容を見ると、テープレコーダーなど現在は使用されていないものが含まれている。また、新規の備品等を導入する場合、貸し出しにあたって、管理規則の改正により利用料金を設定するため、計画的な導入が必要となる。需給バランスを考慮しての利用料金の設定や、時代に即した備品等の貸し出しなど、利用者のニーズに合わせて対応できるよう、利用料金及び備品等の内容の定期的な見直しや計画的な導入を検討することが望まれる。</p>	同 上

【男女共同参画センター】 施設の利活用について	意見 男女共同参画センターの開所から34年を経過する中で、県が男女共同参画事業において開催する講座について、学校や市町村の施設に出向いて開催する講座も増え、男女共同参画事業におけるニーズが多様化する一方で、指定管理者が実施している貸館事業の面においても、貸館事業における過去5年間の施設利用率をみると、その実績は50%に満たない施設がほとんどであり、低い水準で横ばい傾向にあるなど、開所当時とは状況が変化していることから、これに対応するために施設の利活用や効率的な維持管理について検討することが望まれる。また、これに関して、早い段階から建物の老朽化や施設利用者の動向を見据えながら、他自治体の施設や民間施設との集約なども含めたファシリティマネジメントの観点も踏まえつつ、様々な方策の検討が望まれる。	同 上
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

監査委員事務局

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年12月26日

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長

宮島芳保

- 1 落札に係る役務及び予定数量
 - (1) 役務
令和2年度 犀川安曇野流域下水道汚泥処分業務
 - (2) 予定数量
消化脱水汚泥 4,300トン
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県犀川安曇野流域下水道事務所 管理課
 - (2) 所在地 安曇野市豊科田沢6709
- 3 落札者を決定した日
令和元年12月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 明星セメント株式会社 糸魚川工場
 - (2) 所在地 新潟県糸魚川市上刈7丁目1番1号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 16,610円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和元年10月24日

生活排水課